

大規模建設工事について



建設現場で発生する廃棄物混じり土は、建設現場等で土と廃棄物に分別することが必要です。

また、分別された廃棄物については、廃棄物処理法に基づき適切な処理を行うことが必要です

豊田市条例に基づき、建築物の解体工事であって、当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合、「**大規模建設工事に係る産業廃棄物処理計画**」を提出する必要があります。また、解体工事終了後「**大規模建設工事に係る産業廃棄物処理状況等報告書**」を提出する必要があります。

解体の際に工作物を残置したり、廃棄物が残されていると、廃棄物処理法により罰せられる場合があります。



豊田市役所 廃棄物対策課

電話：0565-34-6710

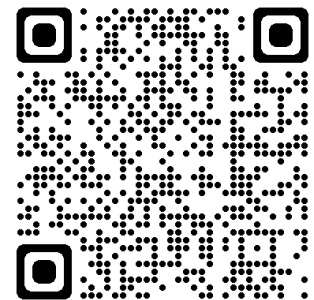
豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例＜抜粋＞
(産業廃棄物処理計画)

第24条 一の建設工事で、その建設工事の施行に伴い産業廃棄物が多量に生ずると見込まれるものとして規則で定めるもの(以下「大規模建設工事」という。)の受注者は、規則で定めるところにより、当該大規模建設工事に係る産業廃棄物の発生量、最終処分量等に関する事前の予測並びに当該予測に基づく産業廃棄物の減量及び処理の方法の計画(以下「産業廃棄物処理計画」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

各種届出は電子申請も可能です。

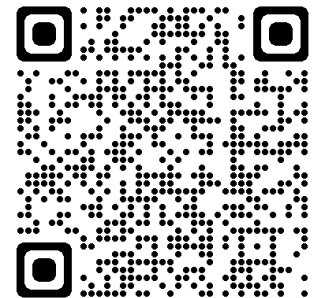
○大規模建設工事に係る産業廃棄物処理計画

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/apply-procedure/1426565994431205280>



○大規模建設工事に係る産業廃棄物処理状況等報告書

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/apply-procedure/0292966584941167461>



建設工事では、原則として元請け業者が排出事業者になります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律＜抜粋＞

(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外)

第二十一条の三 土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律（第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。）の規定の適用については、当該建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者から直接建設工事を請け負つた建設業（建設工事を請け負う営業（その請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。以下同じ。）を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とする。

以下略